

保健婦メモ

保健センターで

実施する検診

一年間の検診予定

対象者	検診名	実施月	検診内容・備考
乳幼児	生後3～5ヵ月	3～5ヵ月健診	6.9.12.3月 股関節脱臼、斜頸検査 乳児神経芽細胞腫検査ろ紙配付
	生後6～8ヵ月	6～8ヵ月健診	5.8.11.2月 小児内科診察 離乳食、育児相談
	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月児健診	4.6.8.10月 内科、歯科検診 育児、言葉などの相談 1歳6ヵ月と3歳児同時に開催します
	3歳	3歳児健診	
成人	16歳以上	住民検診	9月、10月 胸部レントゲン 必要のある人は精密検査をします
	30歳以上の女性	婦人科検診 乳がん検診	7月7・8日 子宮がん、婦人科系の病気 乳がん、甲状腺、乳腺維症などがわかる
	40歳以上	胃がん検診	5月18日～29日 胃がん、潰瘍、ポリープなどがわかります
	40歳以上	肺がん検診	12月 喫煙指数 600以上（1日の本数×年数）住民検診を受けた方 喀痰検査
	40歳以上	一般健康診査	9月・10月 血圧測定、尿検査医師の診察 必要・希望者に対して、血液検査 心電図等を実施（精密検査）
全住民	健康相談	毎月1日	保健センターで 日曜日は翌日

四月、入学、進学、就職と新一年生が街にあふれています。保健センターでも、四月から新年度が始まりました。

この一年、みなさんの健康を守るために、種々の検診を計画しています。意外とこんな検診もあるのか、とご存じないかたも多いのではないのでしょうか。

赤ちゃんから、お年寄りまでの検診をまとめてみました。ぜひ活用して下さい。

また、センターで実施している相談や、家庭にでむいての相談や、病人の介護の仕方など（家庭訪問）も実施しています。小さな悩みをそのままにせず、気軽に保健センターをご利用下さい。

上記の検診該当者には個人通知をいたします。

お問い合わせは、保健センター
☎ 41158・☎ 543102へ

福祉社

母子家庭医療費等助成事業

母子家庭の母及び、その母に扶養されている十八歳未満の児童又は、父母のいない児童の医療費等にかかる自己負担分に対して助成する事業です。

前年の所得について、所得税が課税されている母子家庭の母又はその母に扶養されている児童及び交通事故等第三者の行為によるものや、保険診療外の医療費等は助成の対象となりません。

次のように一部負担があります。

入院 一日 三〇〇円
通院 一件 一、〇〇〇円
そのほか証明手数料は二〇〇円まで助成されます。

なお、原則としてこの制度を利用する場合は前もって医療機関の了解を得てください。

母子及び寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図りあわせて児童の福祉を増進するために次の資金の貸付制度があります。

自立資金の貸付 (母子寡婦)

事業開始資金
事業継続資金
修学資金・就学支度資金・技能習得資金・結婚資金
希望者は、母子福祉推進員にご相談ください。

例2

4月3日にかぜでA病院にかかり、3日後にもう一回診察を受けた。支払った医療費は合計3,500円であった。その後別の病気を併発したのでB病院に通院し、4月中のB病院の支払いは8,500円であった。

A病院分 3,500円 - 1,000円 = 2,500円
B病院分 8,500円 - 1,000円 = 7,500円
2,500円 + 7,500円 = 10,000円
10,000円が助成されます。

例1

4月中に20日間入院して200,000円医療費を支払った場合

200,000円 - 146,000円 = 54,000円
(高額療養費分)

54,000円 - (300円 × 20日) = 48,000円
一部負担分

48,000円が助成されます。

